「他の貨物の部分をなしているもの」の許可要否判断フロー図

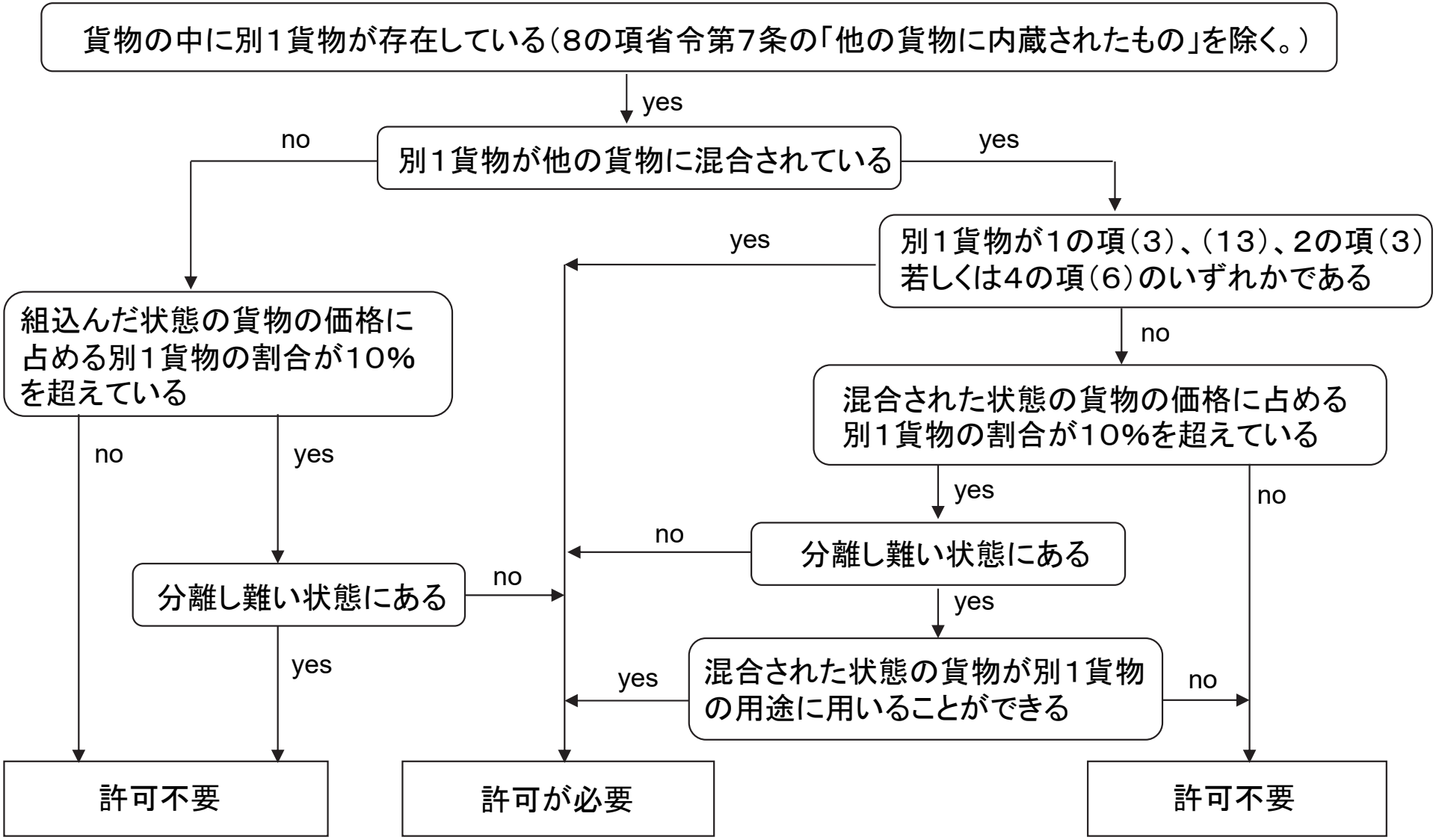

注 (1) 混合物についても同様に別１で規制対象貨物として規定されている貨物については、上記フロー図によらず、混合された後の濃度等が貨物等省令に該当する場合に許可が必要となる。

(2) ある貨物が他の物質と混合された上で更に他の貨物に組み込まれている場合、当該混合物が許可が必要な貨物であっても、当該他の貨物の部分をなしているものとして、上記フロー図により許可が不要と判断されれば、当該混合物について許可は不要である。